（拠点形成・地域振興室及び大学技術移転推進専門官）

第五十一条　産業連携・地域振興課に、拠点形成・地域振興室及び大学技術移転推進専門官一人を置く。

2～4　［略］

［項を削る。］

（研究公正推進企画官、競争的研究費調整企画官、放射光施設推進専門官及び競争的研究費調査官）

第五十二条　科学技術・学術政策局に、研究公正推進企画官、競争的研究費調整企画官及び放射光施設推進専門官それぞれ一人並びに競争的研究費調査官三人を置く。

2　研究公正推進企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち科学技術に関する研究開発における公正性の確保に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　競争的研究費調整企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　放射光施設推進専門官は、参事官のつかさどる職務のうち特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する特定放射光施設であって国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置するものの整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

5　競争的研究費調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に関するものを助ける。

（半導体エレクトロニクス推進室及び核融合開発室並びに地球観測推進専門官）

第六十六条の二　環境エネルギー課に、半導体エレクトロニクス推進室及び核融合開発室並びに地球観測推進専門官一人を置く。

2　半導体エレクトロニクス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　エネルギー科学技術のうち半導体及び半導体に関する電子技術に関するもの（以下この項において「半導体エレクトロニクス」という。）に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　半導体エレクトロニクスに関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三　半導体エレクトロニクスに関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四　基盤的研究開発に関する事務のうち半導体エレクトロニクスに係ること。

3　半導体エレクトロニクス推進室に、室長を置く。

4　［略］

5　核融合開発室に、室長並びに核融合国際協力専門官及び核融合科学専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

6～8　［略］

（拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域振興課に、拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官それぞれ一人を置く。

2～4　［同上］

5　研究交流管理官は、命を受けて、科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関する特定事項についての指導及び管理に関する事務をつかさどる。

（企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官）

第五十二条　科学技術・学術政策局に、企画官、学術国際交流専門官及び国際研究専門官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

3　学術国際交流専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち学術の振興に係る国際文化交流の振興に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　国際研究専門官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち科学技術及び学術に係る国際的な研究活動に関する専門的事項に関するものについての企画及び立案に関するものを助ける。

（核融合開発室及び地球観測推進専門官）

第六十六条の二　環境エネルギー課に、核融合開発室及び地球観測推進専門官一人を置く。

［項を加える。］

2　［同上］

3　核融合開発室に、室長並びにＩＴＥＲ計画推進専門官、核融合国際協力専門官及び核融合科学専門官それぞれ一人を置く。

4　ＩＴＥＲ計画推進専門官は、国際熱核融合実験炉計画の推進に関する専門的事項（核融合国際協力専門官の所掌に属するものを除く。）についての企画及び立案に当たる。

5～7　［同上］